

資料 2

いじめの重大事態に係る調査報告の公表について(集計結果)

10 自治体に、いじめの重大事態に係る調査報告の公表の取り扱いについて照会したところ、次のような回答を得ました。

1 公表について児童・生徒及びその保護者の同意がある場合は、どのように対応しますか。

- ア 調査報告書を全編公表する。
- イ 個人情報をもスキングした調査報告書を公表する。
- ウ 別途、公表版・概要版を作成して公表する。
- エ 公表しない。
- オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	計
自治体数	0	2	3	0	5	10

その他

- ・ 現在まで公表した事案がなく、ガイドライン等もないため、検討になる。
- ・ 児童生徒及び保護者の意向を尊重した上、その都度検討する。
- ・ 原則公表するが、方法については未定である。
- ・ 被害生徒・保護者の意向及び情報公開条例を踏まえた調査報告書を公表している。
- ・ 基本的にはウの対応となるが、遺族からそれ以外の希望があれば、遺族の意向を確認しながら対応する。

2 公表について児童・生徒及びその保護者の同意がない場合は、どのように対応しますか。

- ア 調査報告書を全編公表する。
- イ 個人情報をもスキングした調査報告書を公表する。
- ウ 別途、公表版・概要版を作成して公表する。
- エ 公表しない。
- オ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	オ	計
自治体数	0	0	2	5	3	10

その他

- ・ 事案の内容によって検討する。
- ・ 原則公表しないこととするが、事案により検討する。
- ・ 同意がなければ事案の詳細は非公表とするが、重大事態が発生したことは公表する。

3 公表する場合、どのような方法で公表しますか。（複数回答可）

- ア ホームページで公開する。
- イ 報道機関に発表し、記者会見する。
- ウ 報道機関に資料のみ提供する。
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ
自治体数	2	5	1	4

その他

- ・ 児童生徒及び保護者の意向を尊重した上、その都度検討する。
- ・ 個別のケースに応じて対応。
- ・ 未定
- ・ 検討中

4 公表についてガイドライン等を作成していますか。

- ア 作成している。
- イ 作成中、又は作成予定である。
- ウ 現在のところ作成する予定はない。
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ	計
自治体数	1	1	6	2	10

その他

- ・ 未定
- ・ 検討を始めている。

5 再発防止のために調査結果を活用していますか。（複数回答可）

- ア 個人が特定できないよう工夫して研修等の資料にしている。
- イ 会議等で情報提供している。
- ウ 特に活用していない。
- エ その他

回答	ア	イ	ウ	エ
自治体数	6	5	0	3

その他

- ・ 保護者の同意が得られていないため該当なし。
- ・ 今後活用する予定であるが、方法は未定。
- ・ 重大事態の報告を受けたことがない。今後起これば、調査結果を参考に再発防止について検討する。